

## 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正案 及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正案 の概要

### 1 改正の趣旨

「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行により、平成 23 年 6 月 30 日から、委員会の機能に地上テレビジョン放送の再放送の同意等に関するあっせん・仲裁が加わること、委員会の名称が「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」に変更される。

そのため、委員会決定である「電気通信事業紛争処理委員会運営規程」及び「電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則」について、規定の整備を行うもの。

### 2 改正内容

(1) 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の主な改正内容は以下のとおり。

- ・ 委員会の名称変更への対応  
規程の名称、第 1 条、第 4 条の 2、第 4 条の 4 第 2 項
- ・ 委員会の機能拡充への対応（引用法律条文の追加）  
第 3 条、第 4 条、第 4 条の 4 第 1 項

(2) 電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の改正内容は以下のとおり。

- ・ 委員会の名称変更への対応  
準則の名称、第 6 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条第 2 項

### 3 施行期日

電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正、電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の一部改正とも、平成 23 年 6 月 30 日

紛争処理委員会の機能拡充及び名称変更に関する法律条文  
(平成 23 年 6 月 30 日施行後のもの)

○ 電気通信事業法

(設置及び権限)

第百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(準用)

第百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

第百五十七条の二 電気通信事業者と第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

○ 放送法

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

- 第百四十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十一条の同意（以下この節において単に「同意」という。）について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。
- 2 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。
  - 3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。
  - 4 電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
  - 5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。